

ロシアの排他的経済水域（EEZ）におけるサケ・マス流し網漁の継続と休漁の救済措置を求める意見書

1952年（昭和27年）から再開された第2次世界大戦後の北洋漁業は、日ソ漁業条約や日米加漁業条約とのかかわりによって展開される複雑な国際漁業となっている。

富山県では、かつての新湊、東岩瀬（現在の富山市）の中心から、県東部の魚津市、生地、芦崎（現在の入善町）へと中心が移り、1953年（昭和28年）1月魚津市に富山県鮭鱒漁業協同組合が結成され今日に至っている。

1976年（昭和51年）以降は200海里問題で相次ぐ減船を強いられ、存亡の危機に立たされながら新しい活路を求め懸命の努力を続け出漁してきた。

このような中、ロシア下院は、国内からも法案可決に反対する嘆願書が提出されるも、自国の排他的経済水域（EEZ）で日本の漁船も操業しているサケ・マス流し網漁を来年1月から禁止する法案を本年6月10日可決し、6月24日に上院でも可決された。プーチン大統領の署名が必要であるが、この法案が施行されれば北洋でのサケ・マス流し網漁は今年限りでその歴史に終止符が打たれることとなる。

ロシアの排他的経済水域（EEZ）で日本が漁獲するサケ・マスの2015年の漁獲割当量が前年比7割減となり、中型漁船の割当がなくなったことにより、富山県魚津市に本部を置く富山県鮭鱒漁業協同組合所属の北洋中型サケ・マス流し網漁船2隻も、今年の出漁をとり止めることを余儀なくされた。今回の出漁見送りは、遠洋漁業者のみに止まらず関連産業である水産加工業者、小売り業者等を含め地域経済への影響は甚大である。

富山県のみならず国内の北洋サケ・マス漁は、長い歴史と伝統があり重要産業の一つである。遠洋漁業者及び関連産業、地域経済に与える影響は計り知れない。

よって、政府におかれては、北洋におけるサケ・マス流し網漁の安定的継続をするため、ロシア政府に対し力強く働きかけること。ならびに、休漁に係る救済措置を確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月26日

衆議院議長 様ほか

魚津市議会